

2010年2月24日

財団法人 公庫住宅融資保証協会 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-0033 大阪市中央区石町

1丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、当団体に貴会の団体信用生命保険特約制度の特約料に関する情報が寄せられ、当団体にて貴会の団体信用生命保険特約制度の特約料の内容について検討しております。

つきましては、貴会に対し、下記のとおり質問がございますので、本年3月17日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

貴会よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、その時点における当団体の認識に基づいて、貴会に対し公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第12条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴会からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたし

ます。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴会の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴会が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC's の『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記（質問事項）

1. 貴財団法人の設立の趣旨を教えてください。
2. 貴会と生命保険会社との保険契約についてお尋ねします。
 - ア) 貴会が、生命保険会社へ支払う保険料の算出方法をお知らせ下さい。
 - イ) 債務弁済委託契約が中途解約された場合、当該団体信用生命保険加入者を被保険者とする保険契約はどのように処理されますか。
 - ウ) 貴会が生命保険会社へ支払う保険料の支払方法は、年払い・月払いのいずれでしょうか。またそれ以外の支払方法である場合には、その方法をお知らせ下さい。
 - エ) 保険契約が中途解約された場合、生命保険会社から貴会に対して保険料の返還（精算）はなされていますか。その他、中途解約の場合、貴会と生命保険会社との精算方法があればお知らせ下さい。
 - * 貴会と生命保険会社との間の保険契約内容について分かる資料があればご送付頂けますでしょうか。

3. 団体信用生命保険加入者が、貴会に対して支払う特約料と貴会が生命保険会社に対して支払う保険料との関係についてお尋ねします。
- ア) 特約料と保険料は同額でしょうか。
 - イ) 特約料が保険料と同額ではない場合、その差額及び特約料の性質及び内訳をお知らせ下さい。
 - ウ) 保険料が年払いではない場合、特約料を年払いとする理由をお知らせ下さい。
 - エ) 中途解約の際に生命保険会社から保険料の返還（精算）がある場合、当該返還された保険料又は支払を免れた保険料相当額を貴会が保持する理由をお知らせください。
4. 貴会は「団体信用生命保険による債務弁済委託約款」（以下「約款」といいます）6条記載の弁済責任期間中に解約があった場合でも、既に納入された特約料は返還しない旨を規定されていますが（約款4条5項）、弁済責任期間中、当該期間の特約料振替が未了の時に解約が行われた場合でも、当該団体信用生命保険加入者に対して解約後特約料の請求（振替）は行っているのでしょうか。

以 上